

高齢者の雇用促進・就業支援に係る新たな取り組みの内容 (令和元年度に試行する事項)

1 【高齢者向け】就業支援

(1) 高齢者向けイベントの開催

① 高齢者向けセミナー

高齢者の就業のきっかけづくりのためのセミナーや、円滑な就業に向けたノウハウ（求職活動のポイントなど）を提供するセミナーを企画・開催する。

- ア セミナー（意識づくり／きっかけづくり編）
- イ セミナー（就職ノウハウ編）
- ウ 職種別セミナー

② 個別就業相談会

高齢者の個々の求職活動にあたって、モチベーションの維持・向上や、効果的な活動の支援、事業者の意識とのミスマッチの解消を図るため、きめ細かな個別の就業相談会（アドバイザーによる職業相談）を企画・実施する。

③（合同）企業説明会・就業体験会等

就業に不安を感じている高齢者に対して、（合同）企業説明会、就業体験、就業中の高齢者を交えた座談会などを企画・実施する。

※上記イベントの同時開催も検討

(2) 広報・情報提供ツール、就業支援ツールの制作・活用

高齢者の就業のきっかけづくりとなる情報や円滑な就業に資するノウハウを提供する広報ツールの制作と情報発信を行う。

- ① ポータルサイトの活用、SNSを活用した情報発信
- ② 事業周知／各種セミナー等チラシの作成
- ③ 就職活動行動計画表、経験・経歴のたなおろしを行うためのツールの作成

(3) 市が主催・共催する事業におけるイベント等の開催

市が主催・共催するイベント※において、企業情報や求人案件、先輩高齢者の声などを設置・掲示する「情報コーナー」を設置する等の取り組みを実施する。

※アラカンフェスタ、老人福祉センター発表会等を想定。

(4) 就業希望者に対する支援

就業情報の提供等の支援を希望する高齢者に対し、メールによる情報提供等の支援を行う。

2 【事業者向け】高齢者雇用促進・求人開拓

(1) 高齢者雇用に向けた事業者への働きかけ

事業者訪問等により、次の点を踏まえた提案を行うことにより、求人を開拓する。

- ・ 事業者に応じた高齢者雇用に関する課題を解消するための方策
- ・ 事業者が抱える課題を高齢者雇用で解決するためのアイデア
- ・ 高齢者のニーズ（就業場所、短時間・短日数・スポット勤務など）を踏まえた業務の切り分け

併せて、訪問する事業者の中から、高齢者雇用に積極的な事業者、慎重な事業者を選定し、各々に対して高齢者雇用についての取組の実施状況、実施上の課題、成功要因、困難要因等（10項目程度）について、聞き取りを行う。（8月末までに中間取りまとめの予定）

(2) 事業者カルテの作成・活用

高齢者雇用の促進に向けて各事業者のニーズにあった提案を行うため、取り組みの実施状況、実施上の課題、成功要因、経営・人材課題、事業業務フローなど情報を収集し、事業者カルテを作成する。

(3) 事業者向けセミナー等の開催

事業者が高齢者雇用に関する理解と認識を深めてもらうことを目的としたセミナー等を次の手順で実施する。

- ① ダイレクトメールによる案内
- ② セミナー、ワークショップ等の事業者ニーズに合わせた多様なイベントの実施
- ③ セミナー後のアンケートの実施及びフォローアップ

(4) 広報・情報提供ツールの制作・活用

求人の開拓に向けて、高齢者雇用への事業者側の不安感・負担感を払拭するための啓発用広報物を制作する。（事業者への働きかけやセミナー等で活用）

また、次の取り組みにより、高齢者雇用に関する事業者への情報発信を行う。

- ① ポータルサイトの開設
- ② SNS活用による情報発信

3 既存窓口の活用によるマッチング

本事業の受託者が運営する窓口や市の就労支援窓口の活用、シルバー人材センターなどとの連携により、高齢者と事業者のマッチングを行う。